

平成29年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成29年9月20日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 議第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第37号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

議第38号 白川町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第39号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議第40号 白川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議第41号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について

議第42号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第43号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議第44号 財産の取得について

議第45号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第2号）

議第46号 平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第47号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議第48号 平成29年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認第1号 決算の認定について

日程第5 議会広報編集委員の選任について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、

4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 今井昌平君、
7番 嶋田有康君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君、

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 横家敏昭君、	副町長 佐藤 滋君、
教育長 瀬瀬政昭君、	総務課長 佐伯正貴君、
企画課長 安江章君、	町民課長 安江寿一君、
保健福祉課長 田口裕和君、	農林商工課長 伊佐治 優君、
建設環境課長 藤井勝則君、	教育課長 藤井寿弘君、
会計管理者 安江文郎君、	代表監査委員 瀬瀬利英君

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山哉史君、	書 記 今井由美君、
書 記 鈴村幸祐君	

7. 会議の経過

（議長 9番 細江茂樹君）

- 議 長 おはようございます。朝晩涼しくなりまして、秋らしくなってきました。先の台風18号の被害も少なく、各地区では米の収穫をされたようであります。やっぱり異常気象の関係で収穫高が昨年比、大体90%ぐらいだと聞いております。

さて、去る8月27日に施行されました白川町議会議員選挙において、皆様のご支援を賜り、新しい方2名を加え、9名の議員を選出していただきました。深く感謝申し上げます。同時に行われました町長選挙では、横家町長が無投票で再選を果たされ、2期目の横家長生がスタートしています。本町では、これまで進めてきた人口減対策や農林業の振興、子育て支援等に加え、庁舎の移転新築、学校統合、地域公共交通の体制整備等、早急に方向性を示さなければならない重要な課題も山積しています。こうした課題に対して、私ども議会は町民の皆様の声を十分に聞き、町行政執行部と互いの立場で協議、検討を重ね、最良の判断を下し、住みよいまち、住んで良かったまちづくりに向かって努力を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 議 長 なお、本日の会議中の広報担当職員による写真撮影を許可していますので、ご承知おきください。
- 議 長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 ただ今から平成29年白川町議会第3回定例会を開会します。
- 議 長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成29年6月16日、第2回定例会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、平成29年6月26日、7月25日、8月18日に執行されました例
月出納検査の結果並びに6月から8月に執行されました各課所管の平成28年
度事務事業の監査結果及び決算審査の審査結果が監査委員から議長宛に報告さ
れましたので、その写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律
第3条第1項及び第22条第1項の規定による「報第5号平成28年度白川町
財政健全化判断比率」、「報第6号平成28年度白川町簡易水道事業資金不足
比率」、地方自治法施行令第145条第2項の規定による「報第7号 継続費
精算報告」について、町長から議会に報告されましたので、その写しをお手元
に配布しておりますのでよろしくお願いいたします。 以上です。
- 議長 ただちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、
3番 梅田みつよ君、4番 藤井宏之君を指名します。
◇日程第2 会期の決定
- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から10月6日までの17日間としたいと思いま
す。これにご異議ありませんか
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から10月6日までの17日間と決定しました。
- 議長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町長 平成29年度白川町第3回定例会を開催をいたしましたところ、議員全員の
参加をいただきました。ありがとうございました。この席におきまして町長の
所信表明と、そして提案説明をさせていただきます。
この頃の季節を表す言葉として、玄鳥去(つばめさる)というそうです。夏
鳥であるツバメが南へ帰る頃で、残暑も落ち着き、いよいよ秋本番です。4月
初旬の玄鳥至るから半年、つがいでやってきて、多くの雛を育て、家族で南へ
帰っていく姿は、ほのぼのとした家族を思い起こします。
今、日本の家庭、家族に目を向けますと、家族があってもお一人さま、家族
としての会話が進まない家庭が多くなっていると聞きます。スマートホンの普

及が拍車をかけているというか、あるいはファミリーレストランでは、店員がお一人様ですかと聞くことが多いとのこと。このように個人を優先した他人からの干渉のない生活に向かい過ぎてはいないでしょうか。改めてツバメの家族をうらやましく感ずる次第です。このお一人様から、絆の言葉どおりのいわゆるお互い様社会の実現が、みんなでやろまいかの真意であり、感謝の心、思いやりの心、自立の心で地域づくりを進めたいと考えております。

飛騨川バス転落事故の8. 17災害から50年、半世紀が過ぎようとしています。半世紀前と現在では、町内の山林の様相は大きく変わっています。つまり、人工林の占める割合が大きくなり、その管理は十分ではありません。先の九州北部の豪雨災害の現実から目をそむけるわけにはいきません。伊勢湾台風並みの台風がきて、8. 17豪雨並みの雨の降る可能性は大きいと考えられます。皆、過去の経験があります。

行政の一番大切な仕事は、住民の生命、財産を守ることであり、安全安心が最優先されます。今日の安全、明日の安心の言葉どおり安全が確保されて安心になれます。我が町の山林の適正管理は、防災の面からみても重要課題であります。木材価格の低迷が放置山林を生んでいます。今年、国の林業成長化モデル事業の指定を受け、儲かる林業への転換を図りたいと考えておるところでございます。山元に利益が還元される仕組みづくりに取り組みます。それが治山、治水につながり、災害の低減へとつながります。これは川下から川上への相互理解のもと進められるべきだと考え、その一助として国の森林環境税に期待をするものであります。

次に町の新庁舎建設は、災害対策の拠点施設であるべき役場庁舎が、現状は地震、土砂災害に対して極めて危険であるとの指摘から移転新築を余儀なくされるものであります。今年度中に、その方向性を決定したいと考えております。

行政の大切な仕事として、住民の生活の質を向上させることがあります。つまり、経済的、文化的、社会的地位向上であります。町の基幹産業は農林業、それに関連した建築、建設、木工、製造業等々です。特に、産直住宅の建築戸数は県下トップクラスです。それらのバックアップ施策を継続してまいります。また、近年、地元出身の方が企業展開をしていただく機会が増えました。雇用の場確保のため支援を更に広げてまいります。農業においては、古くからの特産である白川茶の国内外への販路拡大を引き続き行うとともに、消費者志向にあった商品開発を支援してまいります。夏秋トマトは、新規就農者も増え、大切な基幹作物になっております。オーガニック農業を志して移住される方も増え、今や町の大切な農業担い手になっております。これらの支援も続けてまいります。農地集積により効率的な農業経営、持続可能な農業経営を目指してまい

ります。果樹栽培についても、実証栽培等を通じて研究、普及を模索したいと考えております。山林は、材木生産地ばかりでなく、癒しの場であったり、特用林産物の生産の場でもあります。これらのための研究も進めたいと考えております。

文化面では、飛騨美濃地歌舞伎の伝承に努め、佐見歌舞伎、東座歌舞伎をより多くの方たちに知っていただきたいと思っております。今年で第33回を迎えました白川・イタリアオルガン音楽アカデミーは、新しい出会いを期待して継続してまいりたいと考えます。観光資源としての利用も模索したいと思っております。ある宝をどう生かすかが課題だと認識しています。

人口減少の中にあつて児童生徒数は減少し、学校運営が厳しい状況にあります。そんな中、各地区で学校運営協議会が設立され、今後の学校運営について熱心に議論されております。今後、各地区の協議会の報告を受けて、学校の統合等について結論を出す時期にきていると認識しており、議員の皆さんとしっかりとした議論を尽くした上で、決定してまいります。

今、町の喫緊の課題事項は地域公共交通であります。現在、実証運行しておりますコミュニティバスでは充分ではありません。大きな改革、転換が必要になってくると考えております。子育て支援、健康福祉、すこやか長寿の町づくり、これらの政策実行の鍵をにぎるのは、「お一人様からお互い様」社会での地域力アップだと考えます。町民一丸となった町づくりをお互い様を合言葉に前進させたいと考えておりますので、町民の皆様のさらなるご支援、ご協力を切にお願いするものであります。

それでは、本定例会に提出をいたしました諸議案について説明申し上げます。

本定例会に提出をいたしました議案は、条例の一部改正並びに辺地に係る公共的施設の総合整備計画、8件、財産の取得について、1件、平成29年度一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、介護保険特別会計の補正予算4件、平成28年度一般会計および各特別会計の決算認定1件、平成28年度可茂広域行政事務組一般会計の決算認定1件の合わせて15件を予定しております。このほか追加議案として工事請負契約の締結1件、教育委員会委員の選任に係る人事案件1件を予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

議第36号から42号は、法律および条例の改正に伴い、本町に係る条例の一部を改正するものであります。

議第36号は証人等の実費弁償に関する条例の一部改正であります。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律に条ずれが生じたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

議第 37 号は、白川町介護保険条例の一部改正であります。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の過料の規定について所要の改正をしようとするものであります。

議第 38 号は、白川町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議第 39 号は、白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部改正であります。土地改良法等の一部を改正する法律が公布され、条ずれが生じたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議第 40 号は、白川町道路占用料徴収条例の一部改正であります。再生可能エネルギー施設の設置に伴う道路占用料徴収の規定を設けるため所要の改正をしようとするものであります。

議第 41 号は白川町営住宅条例の一部改正であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議第 42 号は白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布され、就学前の子供たちに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律に項ずれが生じたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

議第 43 号は白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条に定めるところにより、平成 29 年度における白川町の 2 地区に係る公共的施設の総合整備計画について、議決を求めるものであります。

議第 44 号は財産の取得であります。購入以来、8 年余を経過し、老朽化したことから、黒川小学校スクールバスの更新について、議決を求めるものであります。

議第 45 号は、平成 29 年度一般会計補正予算（第 2 号）であります。今回の補正では、総額 8 億 8,800 万円を追加して、補正後の予算総額を 62 億 8,500 万円とするもので、補正の主な内容は、総務費では社会保障・税番号制度に対応するシステム整備費用として、電算システム管理費に 115 万円及び戸籍住民基本台帳事務費に 422 万円を、国際交流事業に 200 万円を、白川地区での公共交通実証運行費用として公共交通対策事業に 155 万円をそれぞれ追加、民生費では障害者医療費、障害者自立支援給付費及び福祉医療費

の県負担金の精算に伴う返還金1,790万円を追加、衛生費では簡易水道特別会計への繰出金1,901万円を追加、農林水産業費では、地方創生拠点整備事業に7,340万円、林道整備事業に林道開設に向けた測量設計費として1,820万円を追加、土木費では国道256号バイパス工事に伴う町道改良等により道路新設改良事業に1,800万円、住宅管理事業では、住生活総合計画策定費用として110万円を追加、消防費では、消火栓器具購入、移動系無線システムの基本計画策定費及び災害危険地域防止対策事業への補助金で228万円を追加、教育費では総務省の実証事業として国庫補助金を活用して実施するICT活用事業に1,300万円を、小中学校維持管理事業に320万円を、中村勘九郎東座凱旋記念公演事業への補助金として100万円を追加、災害復旧費では、農林業施設および土木施設への災害復旧事業として770万円を追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する主な歳入を予算として、国庫支出金では3,737万9千円を、県支出金では586万8千円、寄付金では70万円、町債では地方創生拠点整備事業に対し5,100万円を追加し、前年度繰越金で9,305万3千円を追加して、収支の均衡を図りました。

議第46号は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、一般被保険者に対する高額医療費として3,282万円、療養給付費交付金過年度返還金等に218万円を追加して、補正後の予算総額を11億3,400万円とするものであります。

議第47号は、平成29年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）で落雷被害による設備修繕費用、国道256号バイパス工事に伴う支障移転工事等に3,640万円を追加して、補正後の予算総額を7億9,500万円とするものであります。

議第48号は、平成29年度介護保険特別会計補正予算（第1号）で、過年度分支払基金交付金等の返還金1,660万円を追加して、補正後の予算総額を10億9,960万円とするものであります。

認第1号は、平成28年度白川町一般会計および特別会計の決算の認定を求めるものであります。

認第2号は平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についての概要を説明してまいりましたが、幸いにして議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図ってまいる所存であります。何とぞ議員各位の一層のご理解と、町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます、

私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 議第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第37号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

議第38号 白川町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第39号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議第40号 白川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議第41号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について

議第42号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第43号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議第44号 財産の取得について

議第45号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第2号）

議第46号 平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第47号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議第48号 平成29年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認第1号 決算の認定について

○ 議長 日程第4のうち、議第45号「平成29年度白川町一般会計補正予算（第2号）」、議第46号「平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議第47号「平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議第48号「平成29年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」以上4件を一括議題とします。

○ 議長 お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。

○ 議長 お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月28日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月28日とすることに決定しました。

○ 議長 日程第4のうち、認第1号「決算の認定について」を議題とします。

なお、お手元に一般会計及び特別会計の決算書とともに、報第4号により所要の付属書類が配布されていますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。なお、説明は簡潔に願ひします。会計管理者。

（会計管理者 安江文郎君 登壇）

○ 会計管理者 認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。

○ 議長 説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。瀨瀬

代表監査委員。

(監査委員 額額利英君 登壇)

- 監査委員 　ただ今、議長さんから報告を求められましたので、平成28年度決算審査結果について、ご報告申し上げます。

平成28年度白川町一般会計及び各特別会計の決算並びに定額運用基金の運用状況については、本年6月6日以来、延べ8日間にわたり各課の所管事項に係る事務事業につきその執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査致しました。また、8月8日、9日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票及び証券等の証書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算の係数及び定額運用基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、各課の定期監査及び決算審査における意見等につきましては、お手元に配布致しました意見書のとおりでございます。何卒、今一度ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。決算審査報告と致します。以上です。

- 議 長 　決算審査の報告が終わりました。
- 議 長 　お諮りします。

本件については、予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 　ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 　お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月27日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 　ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月27日とすることに決定しました。

◇日程第5 議会広報編集委員の選任について

- 議 長 　日程第5「議会広報編集委員の選任について」を議題とします。

議会広報編集委員については、白川町議会広報発行に関する規則第3条第3項の規定により、議長において、渡邊昌俊君、服部圭子君、佐伯好典君、梅田みつよ君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 　ご異議なしと認めます。よって、以上の4名を議会広報編集員に指名します。

委員長並びに副委員長は白川町議会広報発行に関する規則第4条第2項の規定により、委員の中から互選することになっておりますので、よって委員会の開催のため、暫時休憩いたします。（午前11時05分）

○ 議長 委員会の会議室は第1回率を示しますので、御協議をお願いします。

○ 議長 再開します。（午前11時07分）

引き続き会議を行います。

ただいま議会広報編集委員会において選任されました委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。

○ 事務局長 それでは、議会広報編集委員会の委員長、副委員長を報告します。委員長には渡邊昌俊君、副委員長には服部圭子君と決定しました。

○ 議長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議長 お諮りします。明日21日から22日は、議事の都合のため、23日と24日は、閉庁日及び日曜日のため、25日から27日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、21日から27日までの7日間は休会とすることに決定しました。

○ 議長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、9月28日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

なお、25日は午前10時から、役場第1会議室において、予算審査常任委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。

どうもご苦勞様でした。

（午前11時08分 了）

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員